



職場から憲法を守る闘いを



戦争法が強行可決され、憲法がないがしろにされていきますが、「労働」という観点から憲法を考えてみましょう。

憲法では、社会権条項として第25条に国民の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障しています。それを実現するために、国民の労働を基礎として国のかたちが規定され、第26条で「教育を受ける権利」と「受けさせる義務」、第27条で「勤労の権利と義務」を定めているのです。

さらには第27条2項で勤労の条件を法律で定めるとし、労働三法を規定しました。労働基準法には労働条件の最低基準を定め、使用者がこれに違反して労働させると刑事罰を含めた重い罰が課せられます。

憲法の先見性を示す項目として、続く第28条には「勤

労者の団結する権利」、「団体交渉を行う権利」、「団体行動を行う権利」の労働三権を労働者に保障しました。つまり、「最低の基準は設けるが、賃金や労働条件を改善したければ、労働組合を結成して当局に要求し、交渉することです。分の生活を向上させなさい」という選択肢を与えたのです。

「今の生活で不満はない」、「使用者に文句を言わないで仲良くするべき」などと、法で守られた最低限度の条件を受け入れるのは簡単ですが、労働者の権利を主張しない態度は、豊かな国民生活や社会の繁栄を達成しようとする憲法の理念とは大きくかけ離れます。

平和憲法を踏みにじる安倍政権を打倒するために、職場からも憲法を守る闘いとして労働組合に結集しましょう。

『月刊まなぶ』

企画編集委員

細田

博樹